三　建築工事費調査

(一)　工事の変更

(二)　着工日

(三)　工事の完了日

(四)　実施床面積

(五)　工事実施額

（着工調査に係る調査票の作成及び送付）

**第七条**　都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に基づいて、別記第一号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十一条から第十三条までにおいて同じ。）を、当該届出に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第四十号様式に記載された工事の着手予定期日（以下単に「着手予定期日」という。）の属する月毎月分について作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

2　前項の調査票の送付については、当該調査票が電磁的記録で作成されている場合には、都道府県知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをもって行うことができる。

三　補正調査

(一)　着工予定期日

(二)　工事の完了予定期日

(三)　建築主

(四)　工事種別

(五)　構造

(六)　建築物の用途

(七)　建築物の数

(八)　床面積の合計

(九)　工事費予定額

(十)　工事の変更

(十一)　実施床面積の合計

(十二)　工事実施額（主体工事実施額、建築設備工事実施額、合計の別）

（着工調査に係る調査票の作成及び送付）

**第七条**　都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出に基づいて、別記第一号様式の調査票（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十一条から第十三条までにおいて同じ。）を、当該届出に係る建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）別記第四十号様式に記載された工事の着手予定期日の属する月毎月分について作成し、これを翌月十三日までに到達するよう国土交通大臣に送付しなければならない。

2　前項の調査票の送付については、当該調査票が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一　都道府県知事の使用に係る電子計算機と国土交通大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、国土交通大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを国土交通大臣に交付する方法